

三原市立鷺浦小学校いじめ防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年度法律第71号として平成25年度6月28日公布)及び、三原市立鷺浦小学校校務運営規程第15条の規定に基づき、いじめ防止委員会(以下、「委員会」という)の設置及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであるという認識に基づき、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、また学校の内外を問わず、いじめが発生しないよう学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むことを目的とする。また、いじめが発生した時には組織的に適切且つ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、不祥事防止委員会の構成員が兼務することとする。その他必要に応じて、校長が定める者をもって構成する。

(業務の内容)

第4条 委員会は、次の役割を担う。

- (1) いじめ防止委員会年間計画の作成
- (2) いじめの未然防止の体制整備及び取組
 - ① いじめの未然防止のための組織作り
 - ② 職員研修の企画・運営
 - ③ 早期発見のための措置
 - ・全児童を対象とした「いじめに関するアンケート」の実施及び面談(学期に1回)
 - ・全保護者を対象とした「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回)
 - ④ 相談体制の確立
 - ⑤ 外部関係機関(警察・医療機関等)との連携
 - ⑥ 道徳教育等の充実
 - ⑦ インターネット等によるいじめに対する対策の推進
- (3) いじめの状況把握及び分析
- (4) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (5) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (6) いじめを行った児童に対する指導
- (7) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (8) 保護者や地域への啓発及び協力要請
- (9) 専門的な知識を有する者・機関との連携
- (10) 教育委員会と連携し、指導を受ける
- (11) その他、いじめの防止に関わること

(会議・運営)

第5条 委員会は、校長が招集し、原則月一回開催する。ただし、いじめを発見した場合等では、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的且つ迅速な対応をする。

(その他)

第6条 この「いじめ防止委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。